

# 用地測量等共通仕様書

平成19年4月  
平成24年4月改定

鹿児島県土木部

# 用地測量等共通仕様書

## 目 次

### 第1章 総 則

第 1 条	適用	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	業務の着手	2
第 4 条	作業の実施	2
第 5 条	測量の基準	3
第 6 条	設計図書の支給及び点検	3
第 7 条	監督職員	3
第 8 条	主任技術者	3
第 9 条	提出書類	4
第10条	打合せ等	4

### 第2章 用地測量等の基本的処理方針

第11条	施行上の義務及び心得	5
第12条	現地踏査	5
第13条	作業計画の策定	5
第14条	作業管理	5
第15条	資料等の貸与及び返却	6
第16条	関係官公庁への手続き等	6
第17条	地元関係者との交渉等	6
第18条	立入り及び立会	6
第19条	障害物の伐除	7
第20条	身分証明書	7
第21条	算定資料	7
第22条	成果品の提出等	7
第23条	成果品	7
第24条	検査	8
第25条	修補	8
第26条	条件変更	8
第27条	契約変更	8
第28条	履行期間の変更	9
第29条	一時中止	9
第30条	発注者の賠償責任	9
第31条	受注者の賠償責任	9
第32条	再委託	9
第33条	成果品の使用等	10
第34条	守秘義務	10
第35条	安全等の確保	10
第36条	用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い	11

第37条	建物等の計測	11
第38条	図面に表示する数値及び面積計算	11

### 第3章 権利調査

第39条	権利調査	12
第40条	地図の転写	12
第41条	土地の登記記録の調査	12
第42条	建物の登記記録の調査	12
第43条	権利者の確認調査	13
第44条	転写連続地図の作成	13
第45条	調査書の作成	13

### 第4章 用地測量

第46条	公共用地境界の打合せ	14
第47条	資料の作成及び立会い	14
第48条	境界確定後の図面の作成	14
第49条	境界立会いの画地及び範囲	14
第50条	境界立会い	14
第51条	用地測量の基準点	15
第52条	境界測量	15
第53条	補助基準点の設置	16
第54条	復元測量	16
第55条	用地境界仮杭の設置	16
第56条	境界点間測量	16
第57条	用地現況測量（建物等）	17
第58条	面積計算	17
第59条	用地実測図等の作成	17
第60条	用地丈量データの作成	17
第61条	土地調書の作成等	17
第62条	地積測量図等の作成	17
第63条	公共用地境界確定協議の作成	18

### 第5章 検 証

第64条	検証	19
------	----	----

用地測量フローチャート	20
様式第1号～様式第22号	24
成果品一覧表	84
図面作成要領	88

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 適用

- 1 関係法令等に定めがあるほかは、この用地測量等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- 2 この共通仕様書は、鹿児島県の発注する公共事業に必要な土地等の測量、調査（以下「用地測量等」という。）を請負に付する場合の業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 3 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書の記載の内容により難いとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に監督職員が指示する特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 4 測量設計業務及び地質・土質調査等に関連する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

## 第 2 条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 「関係法令等」とは、測量法、建築基準法、不動産の鑑定評価に関する法律、建築士法、技術士法、公認会計士法、税理士法、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令、不動産登記法、破産法、墓地、埋葬等に関する法律、国有財産法、地価公示法、国土利用計画法施行令、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、消費税法、地方税法、工場立地法、土地収用法等をいう。
- 2 「発注者」とは、契約担当者をいう。
- 3 「受注者」とは、用地測量等の作業実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
- 4 「調査区域」とは、用地測量等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 5 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 6 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議の職務等を行う者で、総括監督員、監督員を総称していう。
- 7 「検査職員」とは、用地測量等の作業完了の確認にあたって、契約書第 8 条第 2 項に基づき検査を実施する者をいう。
- 8 「主任技術者」とは、この用地測量等の主たる補償業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者、又は用地測量等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第 14 条に基づく、補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、請負者が発注者に届け出た者をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 10 「契約書」とは、鹿児島県契約規則第 28 条に基づいて作成された書類（約款を含む）をいう。
- 11 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。
- 12 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）をいう。
- 13 「共通仕様書」とは、各用地測量作業に共通する技術上の指示事項を定める本図書のことを

いう。

- 14 「質問回答書」とは、入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 15 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 16 「指示」とは、発注者側の発議により監督職員が請負者に対し、用地測量等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に請負者に対し、修補等を求めることをいい、書面により行うものとする。
- 17 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
- 18 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 21 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 22 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 23 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 24 「協議」とは、書面により契約図面の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 26 「報告」とは、請負者が用地測量等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。
- 27 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 28 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量用の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 29 「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 39 年 2 月 12 日告示第 130 号）をいう。
- 30 「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則（昭和 39 年 12 月 12 日土木部長通知）をいう。

### 第 3 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量作業の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

### 第 4 条 作業の実施

この仕様書によって履行する用地測量等は次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 1 用地測量は、鹿児島県公共測量作業規定（平成 20 年 9 月 9 日技管第 127 号土木部長）、鹿児

島県土木部用地事務取扱要領（昭和 52 年 9 月 14 日土木部長）によりおこなうものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

- 2 建物及び工作物は、建物移転料算定要領（平成 13 年 3 月 16 日九州地区用地対策連絡会理事会決議）に定めるところによる。

#### 第 5 条 測量の基準

測量の基準は「鹿児島県公共測量作業規程」第 2 条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

#### 第 6 条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

#### 第 7 条 監督職員

- 1 発注者は、用地測量等の作業における監督員を定め、受注者に通知するものとする。総括監督員を定めたとき、監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督職員の権限は、契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち契約担当者が必要と認めて監督職員に委託したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限とする。
  - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は主任技術者に対する業務に関する指示
  - (2) 契約書及び設計図書の記載の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) 契約の履行に関する受注者又は主任技術者との協議
  - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 4 発注者は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書に基づく契約担当者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
- 6 書面に定める書類の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### 第 8 条 主任技術者

- 1 受注者は、用地測量等の作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、用地測量等の履行にあたり測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条により

登録された者であり日本語に堪能でなければならない。

- 主任技術者は契約図書等に基づき、用地測量等の作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある用地測量等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。

#### 第9条 提出書類

- 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第10条 打合せ等

- 用地測量等の作業を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 用地測量等の作業着手時及び特記仕様書で定める測量作業の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互確認しなければならない。
- 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

## 第2章 用地測量等の基本的処理方針

### 第11条 施行上の義務及び心得

受注者は、用地測量等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他人に漏らしてはならない。
- (3) 用地測量等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

### 第12条 現地踏査

受注者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の現地調査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

### 第13条 作業計画の策定

- 1 受注者は、用地測量等の着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとし、契約締結後 14 日以内に作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 作業計画書には、下記事項を記載するものとする。
  - (1) 作業概要
  - (2) 作業方針
  - (3) 作業編成
  - (4) 作業実施計画表
  - (5) 主要な機器
  - (6) 作業の方法
  - (7) 作業員名簿
  - (8) その他
- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

### 第14条 作業管理

- 1 受注者は、作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときには、これに応じなければならない。
- 3 測量現場が隣接し、又は同一現場において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- 4 受注者は、測量作業に当たり、水陸交通の妨害又は、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

#### 第15条 資料等の貸与及び返却

- 1 受注者は、用地測量等を実施するにあたり必要な図面その他の資料等を使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときには、別途監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、資料等の引き渡しは、「貸与物品引渡通知書」（様式第5号の2）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の資料等を受領したときは、「貸与物品受領書」（様式第5号の3）を監督職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、用地測量等が完了したときは、完了の日から3日以内に資料を返納するとともに「貸与物品返納書」（様式第5号の4）を監督職員に提出するものとする。
- 6 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 7 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第16条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

#### 第17条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、用地測量等の作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を文書にし、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、用地測量等の作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を用地測量等の条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した設計図書を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第18条 立入り及び立会

- 1 受注者は、用地測量等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

- 3 受注者は、用地測量等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときには、あらかじめ、権利者の了解をえることをもって足りるものとする。

#### 第19条 障害物の伐除

- 1 受注者は、用地測量等のために障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときには、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 監督職員の指示により障害物の伐除を行ったときには、「障害物伐除報告書」（様式第7条）を監督職員に提出するものとする。

#### 第20条 身分証明書

- 1 受注者は、用地測量等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。
- 2 用地測量等に従事する者は、権利者等から請求があったときには、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地測量等が完了したときには、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

#### 第21条 算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。

ただし、当該基準資料等に掲載のない、損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

#### 第22条 成果品の提出等

- 1 受注者は、用地測量等の作業が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地測量等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の部分の提出を求めたときには、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項で提出した成果品について監督職員が審査を行うときは、技術者及び監督職員の求めに応じて主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 4 受注者は、成果品においては、S I 単位を使用するものとする。S I 単位と非S I 単位を併記する場合は、（ ）内を非S I 単位とする。

#### 第23条 成果品

受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

- (1) 用地測量等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- (2) 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、箇所名（地区名）、発注者及び請負者の名称を記載する。
- (3) 目次及び頁を付す。
- (4) 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。
- (5) 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- (6) 提出する成果品は、別記1「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は土地調書及び物件調査は2部、その他は正副各1部とする。

## 第24条 検査

- 1 受注者は、契約書第8条第1項の規定に基づき、委託業務完成届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、用地測量等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、主任技術者の立合の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 用地測量等作業成果品の検査
  - (2) 用地測量等作業管理状況の検査用地測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

## 第25条 修補

- 1 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 2 受注者は、修補の指示があったときは速やかに行わなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

## 第26条 条件変更

- 1 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求するものとする。
  - (1) 図面、仕様書、質問回答書が一致しないこと
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態（天災等（公共土木施設災害復旧事業査定方針第3第1項に掲げるものをいう。）不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。）が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項にあげる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行うものとする。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合には、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行うものとし、その指示を行う場合は、指示書によるものとする。

## 第27条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地測量等業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 発注者と受注者が協議し、用地測量等作業履行上必要があると認められる場合
  - (4) 委託料の変更に代える用地測量作業内容の変更を行った場合
- 2 受注者は前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第26条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
  - (2) 用地測量等作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

#### 第28条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して用地測量作業等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

#### 第29条 一時中止

- 1 契約書第4条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができるものとする。
  - (1) 第三者の土地への立入り了解が得られない場合
  - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、測量作業の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により測量作業の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

#### 第30条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第4条に規定する一般的損害、契約書第7条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第31条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第4条に規定する一般的損害、契約書第7条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第9条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第32条 再委託

- 1 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。また、次の各号に掲げる主たる部分については、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 用地測量等作業における総合的企画，作業遂行管理及び技術的判断
- 2 受注者は，コピー，ワープロ，印刷，製本，トレース，資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては，発注者の承諾を必要としない。
  - 3 受注者は，第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては，発注者の承諾を得なければならない。
  - 4 受注者は，用地測量等作業を再委託に付する場合，書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに，協力者に対し用地測量等作業の実施について適切な指導，管理のもとに用地測量等作業を実施しなければならない。  
なお，協力者は，鹿児島県土木部の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は，指名停止期間中であってはならない。

### 第33条 成果品の使用等

- 1 受注者は，発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で，成果品を発表することができる。
- 2 受注者は，著作権，特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し，設計図書に明示がなく，その費用負担を発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

### 第34条 守秘義務

- 1 受注者は，契約書第17条の規定により，用地測量等作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は，成果品の発表に際して，第33条第1項の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

### 第35条 安全等の確保

- 1 受注者は，用地測量等作業関係者だけでなく，付近住民，通行者，通行車両等の第三者の安全確保のために努めなければならない。
- 2 受注者は，必要がある場合には所轄警察署，道路管理者，鉄道事業者，河川管理者，労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り，用地測量等作業中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は，用地測量等作業の実施に当たり，事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り，指導，監督に努めなければならない。
- 4 受注者は，安全の確保に努めるとともに，労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は，用地測量作業の実施に当たり，災害予防のため，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 用地測量等作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には，関係法令を遵守するとともに，関係官公署の指導に伴い必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 受注者は，使用人等の喫煙，たき火等の場所を指定し，指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は，ガソリン，塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には，周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い，周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は，爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には，関係法令を遵守するとともに，関係官公署の指導に従い，必要な措置を講じなければならない。
- 7 受注者は，用地測量等作業の実施にあたっては豪雨，豪雪，出水，地震，落雷等の自然災害に対して，常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

- 8 受注者は、用地測量等作業中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第36条 用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い

- 1 用地面積の面積計算は、原則として座標法によるものとする。
- 2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、座標法による場合の計算の表示単位と桁数については、次のとおり端数は切り捨てるものとする。
  - (1) 長さ m単位 小数点以下3桁
  - (2) 面積 m<sup>2</sup>単位 小数点以下6桁
- 3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、原則として1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

#### 第37条 建物等の計測

- 1 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。ただし、通常メートル又はセンチメートルが単位として使用されているものについては、その例によるものとする。
- 4 立竹木の計測の単位は、次の各号によるものとする。
  - (1) 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
  - (2) 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- 5 芝類、地被類、ツル性類等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

#### 第38条 図面に表示する数値及び面積計算

- 1 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物等の延べ面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

## 第3章 権利調査

### 第39条 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関する調査をすることをいう。

### 第40条 地図の転写

地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- (2) 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- (3) 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

### 第41条 土地の登記記録の調査

土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (4) 共有土地については、共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記等があるときは、その内容
- (7) その他必要と認める事項
- (8) 仮差し押さえ、仮処分、買戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの

### 第42条 建物の登記記録の調査

1 建物の登記記録の調査は、第40条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- (2) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記等があるときは、その内容
- (6) その他必要と認める事項
- (7) 仮差し押さえ、仮処分、買戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの

- 2 その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。

#### 第43条 権利者の確認調査

- 1 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。
  - (1) 戸籍簿，除籍簿，住民票又は戸籍の附票等
  - (2) 商業登記簿，法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 権利者の氏名，住所及び生年月日
  - (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは，相続関係，相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
  - (3) 権利者が未成年者等であるときは，その法定代理人等の氏名及び住所
  - (4) 権利者が不在者であるときは，その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は，次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
  - (3) 法人が破産法(平成16年法律第75号)による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては，破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には，当該建物所有者の氏名及び住所等について，居住者等からの聴き取りを基に固定資産税課税台帳等の調査を行うものとする。

#### 第44条 転写連続地図の作成

転写した地図は，各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し，次の事項を記入するものとする。

- 1 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 2 第41条第3項で調査した登記名義人の氏名等
- 3 管轄登記所名，転写年月日及び転写を行った者の氏名

#### 第45条 調査書の作成

- 1 第39条から第44条までに調査した事項については，「土地の登記記録調査表」（様式第15号の1），「土地調査表」（様式第15号の2），「建物調査表」（様式第16号の1），「建物の登記記録調査表」（様式第16号の2）及び「権利者調査表」（様式第16号の3，第16号の4）に所定の事項を記載するものとする。
- 2 第42条第2項に掲げるその他の登記簿を調査した事項については，「建物登記簿調査表」に準じて必要事項を記載した調査票を適宜作成するものとする。
- 3 各調査表の編綴は，大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

## 第4章 用地測量

### 第46条 公共用地境界の打合せ

受注者は、測量区域内に国有財産法（昭和23年法律第73条）第9条の規定に基づき部局長が管理する国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

### 第47条 資料の作成及び立会い

- 1 受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。
- 2 受注者は、公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。
- 3 受注者は、前条の打合せの結果、第44条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に、必要に応じて公共用地に隣接する土地所有者から第50条第2項に準じた同意を取り付けるものとする。

### 第48条 境界確定後の図面の作成

受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

### 第49条 境界立会いの画地及び範囲

受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- (1) 1筆を範囲とする画地
- (2) 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- (3) 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。
- (4) 一面地であって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、一面地に含まれるものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

### 第50条 境界立会い

- 1 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。
  - (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - (2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。

この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

- (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときは、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属錐（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
- (4) 前名号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときには、関連する権利者全員から「土地境界立会確認書（立会証明書）」（様式第 17 号）に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (1) 関連する権利者全員の同意が得られないもの
- (2) 関連する権利者が立会いを拒否したもの
- (3) 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から請求されたとき

#### 第51条 用地測量の基準点

- 1 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。
- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、監督職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

#### 第52条 境界測量

- 1 受注者は、各境界点の測量を行うときには、4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。なお、境界点の観測は、次表により行うものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5 対回	—
鉛直角観測	0.5 対回	—
距離測走	2 回測定	5 mm

- 2 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 3 座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として、次表のとおりとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001
表示桁末尾	四捨五入	切り捨て	四捨五入	切り捨て

- 4 第 1 項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測を行わなければならない。
- 5 各境界点等は、連番を付するものとする。

### 第53条 補助基準点の設置

- 1 受注者は、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。
- 2 補助基準点は、基準点から辺長 100 m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置する。なお、観測は次表により行うものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2 対回(0° , 90° )	60"	40"
鉛直角観測	1 対回	60"	
距離測定	2 回測定	5 mm	

公共測量作業規定（第 405 条）

### 第54条 復元測量

受注者は、現地において境界点を調査し、不動産登記法第 14 条地図及び地積測量図等に基づき、境界点を復元する。

### 第55条 用地境界仮杭の設置

- 1 受注者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときに監督職員が指示した場合は、測量の成果等に基づきトランシットを使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。
  - (1) 原則として、関連する権利者の立合いのうえ行う。
  - (2) 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径 15mm）等のものとする。
  - (3) 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色するものとする。
- 2 受注者は、前項の用地境界仮杭が建物等で支障となって、設置が困難なときには、その事由を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、監督職員の指示を受けた後、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させうえて用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

### 第56条 境界点間測量

- 1 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて、隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認しなければならない。
- 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。  
なお、較差の許容範囲は、次のとおりとする。

区分	距離		摘 要
	20 m未満	20 m以上	
平 地	10 mm	S / 2, 000	Sは点間距離の 計算値
山 地	20 mm	S / 1, 000	

公共測量作業規定（第 410 条）

#### 第57条 用地現況測量（建物等）

受注者は、取得等予定地において、土地以外の補償に関わる検討資料等に使用するため、建物、工作物等を測定する作業である。

#### 第58条 面積計算

面積計算の範囲は、第49条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地面積
- (3) 前項の場合において、残地部分は原則として面積計算を行うものとする。

#### 第59条 用地実測図等の作成

受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行わなければならない。

- (1) 用地実測図原図は、境界・現況測量により得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を別項の図面作成要領により表示し記入する。ただし、これにより難しい場合及び記号表示されていない事項の表示にあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。

- ア 基準点及び境界点（官民，所有権，借地，地上権等境界点）及び境界線
- イ 面積計算表
- ウ 各筆の地番・地目，土地所有者及び借地人等氏名
- エ 境界辺長
- オ 隣接地の地番
- カ 用地の数字
- キ 借地境界並びに借地の数字
- ク 用地取得線
- ケ 図面の名称，方位，縮尺，測量完成年月日，測量計画，作業機関名称
- コ 区市町村名及び大字・字名並びに境界線
- サ 中心杭及び幅杭点の位置
- シ 現況地目
- ス 道路名，水路名
- セ 建物及び工作物
- ソ 画地及び残地の面積
- タ その他

- (2) 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を墨トレースをする。

- (3) 用地平面図の表題は、別項「図面作成要領」により作成する。

#### 第60条 用地丈量データの作成

受注者は、用地丈量データの作成に当たっては、用地丈量データ作成手順書（平成12年4月4日用地対策室長通知）に基づき、用地管理システムのデータ作成を行うものとする。

#### 第61条 土地調書の作成等

受注者は、上記に定める業務の成果品により土地調書（様式第23条）を作成するものとする。

#### 第62条 地積測量図等の作成

受注者は、用地測量の結果、表示・分筆・地積更正・地図訂正の登記を必要とする場合、一筆の土地ごとに地積の測量図を作成しなければならない。なお、分筆する場合において、分割後の

各土地に適宜の符号を付す。

#### **第63条 公共用地境界確定協議の作成**

受注者は、用地測量実施にあたり、里道・水路等の公共用地管理者と境界確定協議を作成するものとする。(公共用地境界確定協議業務フローチャート参照)

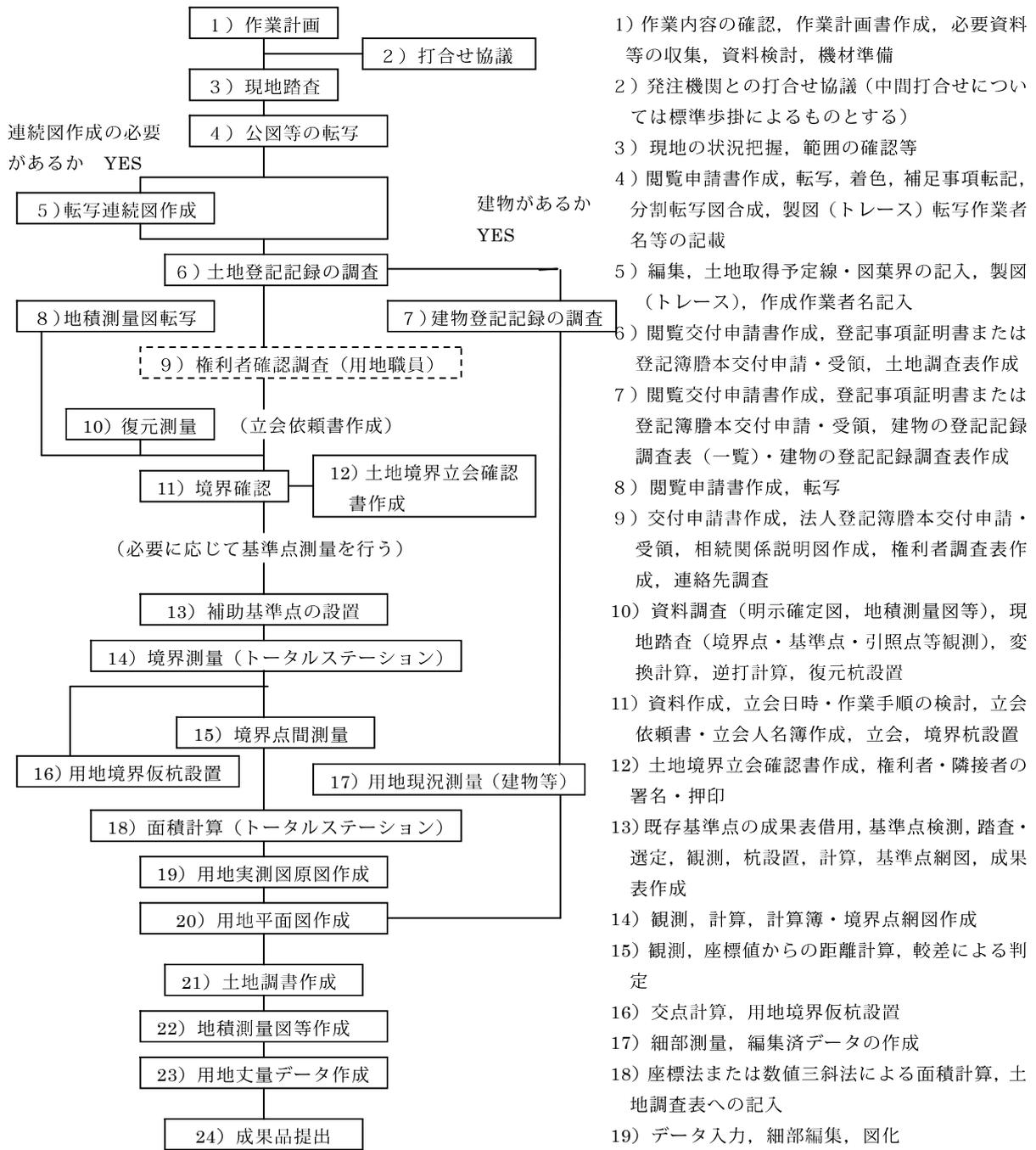
## 第5章 検 証

### 第64条 検証

- 1 受注者は、受託に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受託に係る業務に成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。
- 2 前項の検証業務は、主任技術者が行うものとし、第23条に定める成果品のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉毎に、その他については、表紙の裏面にその資格及び氏名を記載し、押印するものとする。

# 用地測量フローチャート

## 用 地 測 量 フ ロ ー チ ャ ー ト



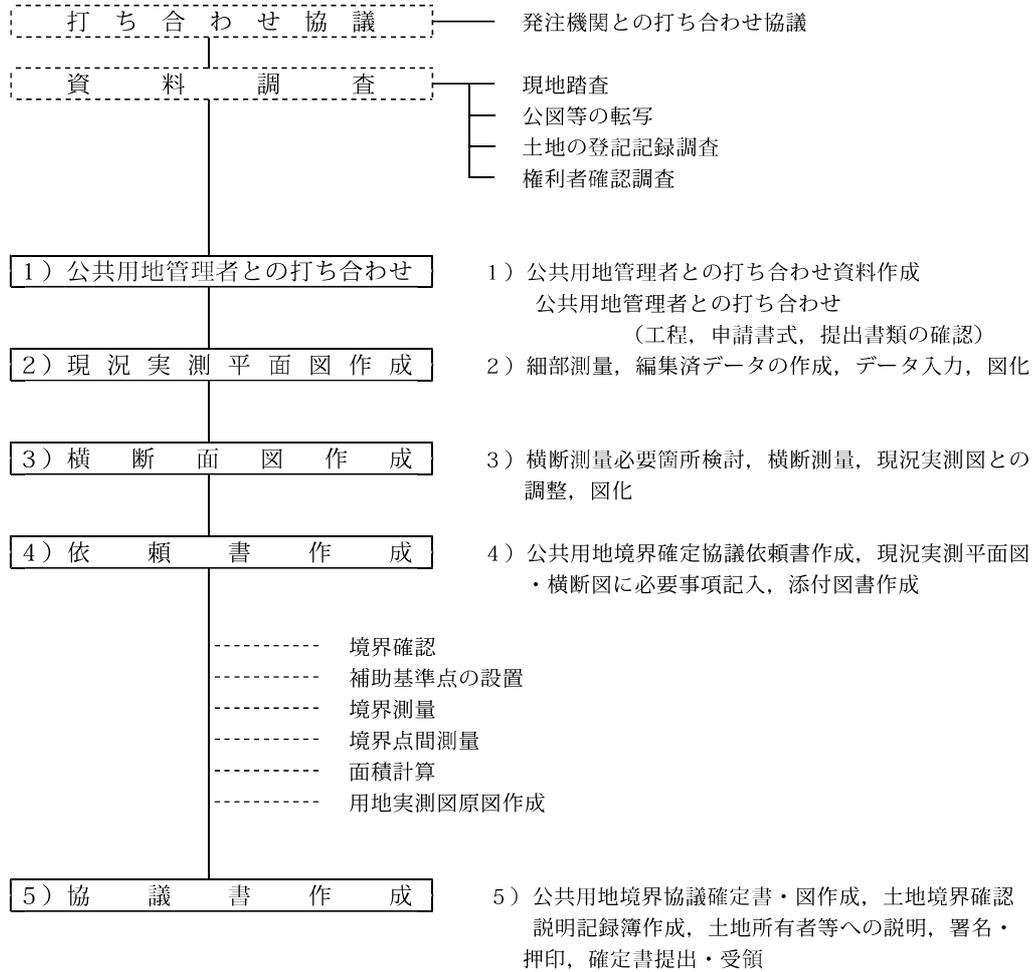
- 1) 作業内容の確認，作業計画書作成，必要資料等の収集，資料検討，機材準備
- 2) 発注機関との打合せ協議（中間打合せについては標準歩掛によるものとする）
- 3) 現地の状況把握，範囲の確認等
- 4) 閲覧申請書作成，転写，着色，補足事項転記，分割転写図合成，製図（トレース）転写作業者名等の記載
- 5) 編集，土地取得予定線・図業界の記入，製図（トレース），作成作業者名記入
- 6) 閲覧交付申請書作成，登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領，土地調査表作成
- 7) 閲覧交付申請書作成，登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領，建物の登記記録調査表（一覧）・建物の登記記録調査表作成
- 8) 閲覧申請書作成，転写
- 9) 交付申請書作成，法人登記簿謄本交付申請・受領，相続関係説明図作成，権利者調査表作成，連絡先調査
- 10) 資料調査（明示確定図，地積測量図等），現地踏査（境界点・基準点・引照点等観測），変換計算，逆打計算，復元杭設置
- 11) 資料作成，立会日時・作業手順の検討，立会依頼書・立会人名簿作成，立会，境界杭設置
- 12) 土地境界立会確認書作成，権利者・隣接者の署名・押印
- 13) 既存基準点の成果表借用，基準点検測，踏査・選定，観測，杭設置，計算，基準点網図，成果表作成
- 14) 観測，計算，計算簿・境界点網図作成
- 15) 観測，座標値からの距離計算，較差による判定
- 16) 交点計算，用地境界仮杭設置
- 17) 細部測量，編集済データの作成
- 18) 座標法または数値三斜法による面積計算，土地調査表への記入
- 19) データ入力，細部編集，図化
- 20) データ入力，図化
- 21) 土地調書の作成
- 22) 地積測量図，土地地形図・土地所在図，土地実地調査書作成
- 23) データ入力
- 24) 成果品提出（標準は表2のとおり）

備考：

建物登記簿調査でその戸数に含まれる建物の定義について  
 一面の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。  
 この場合，建物登記簿において複数棟になっても一戸とみなす。

## 公共用地境界確定協議業務フローチャート

この業務は、里道、水路等の管理者との境界確定協議を作成する必要がある場合のみ適用する。  
用地測量と同時発注とする。



## 再測量・境界杭設置業務フローチャート

### 1) 復元測量

境界確認において、境界を確定するうえで法務局に提出済の地積測量図、他参考資料による境界の復元。

1) 作業計画	1) 作業内容の確認, 必要書類の収集, 資料検討, 機材準備
2) 打ち合わせ協議	2) 発注機関との打ち合わせ協議
3) 既設基準点の点検	3) 既存基準点の成果表借用, 基準点検測
4) 境界杭の確認	4) 踏査・選定, 観測
5) 境界杭の復元	5) 土地所有者等の了解, 杭設置, 計算, 基準点網図 成果表作成
6) 境界点間測量	6) 観測, 座標値からの距離計算, 較差による判定

※必要な場合は、基準点測量又は補助基準点の設置を追加する。

### 2) 用地境界杭設置

用地管理のため、用地幅杭をコンクリート製の境界杭に設置替える場合に適用。

1) 作業計画	1) 作業内容の確認, 必要書類の収集, 資料検討, 機材準備
2) 打ち合わせ協議	2) 発注機関との打ち合わせ協議
3) 用地境界仮杭の確認	3) 既存基準点の成果表借用, 基準点検測, 踏査・選定, 観測
4) 用地境界杭設置	4) 交点計算, 用地境界杭設置
5) 境界点間測量	5) 観測, 座標値からの距離計算, 較差による判定

※必要な場合は、基準点測量又は補助基準点の設置を追加する。

### 3) 登記申請に伴う用地境界杭設置及び境界復元

用地測量成果等の参考資料から、用地幅杭（買取部分）へ所定の用地境界杭の設置替え並びに境界点の復元（残地部分も含む）。

1) 作業計画	1) 作業内容の確認, 必要書類の収集, 資料検討, 機材準備
2) 打ち合わせ協議	2) 発注機関との打ち合わせ協議
3) 復元測量	3) 復元測量
4) 用地境界杭設置	4) 交点計算, 用地境界杭設置
5) 境界点間測量	5) 観測, 座標値からの距離計算, 較差による判定

※必要な場合は、基準点測量又は補助基準点の設置を追加する。

## 委託業務関係様式

委託業務関係様式

様式番号	名 称	測量業務共通 仕様書適用条項	用地調査等共通 仕様書適用条項
第1号	当初(変更)業務工程表	第11条	
第2-1号	監督職員選任通知書	第7条第1項	
第2-2号	監督職員変更通知書	〃	
第3号	主任技術者等選任(変更)通知書	第4条第1項	
第4-1号	身分証明書交付願		
第4-2号	身分証明書返納届 身分証明書		
第5-1号	物品等貸与申請書		
第5-2号	貸与物品引渡通知書		
第5-3号	貸与物品受領書		
第5-4号	貸与物品返納書		
第6号	業務着手届	第4条	
第7号	障害物伐除報告書		第19条
第8号	指示, 承諾, 協議書	第21条第4項	
第9号	変更指示書	第24条第1項	
第10-1号	業務中止通知書	〃	
第10-2号	業務中止解除通知書	第23条第2項	
第11-1号	契約工期延長願	第23条第1項	
第11-2号	契約工期短縮協議書	第27条第1項	
第12-1号	目的物の部分使用願い	第27条第2項	
第12-2号	同同意書	第17条第1項	
第13号	業務完了届	第17条第1項	
第14-1号	成果物引渡書	第17条第2項	
第14-2号	成果物の一部引渡書	第17条第2項	
第14-3号	成果物引受書	第17条第2項	
第14-4号	成果物の一部引受書	第17条第2項	
	作業(調査)計画書		第13条
第15-1号	土地の登記記録調査表(一覧)		第41条
第15-2号	土地調査表		第41条
第16-1号	建物調査表(一覧)		第42条
第16-2号	建物の登記記録調査表		第42条
第16-3号	権利者調査表(土地)		第43条
第16-4号	権利者調査表(建物)		第43条
第17号	土地境界立会確認書(立会証明書)		第50条
第18号	基準点点の記		第51条
第19号	引照点点の記		第51条
第20号	境界点間測量精度管理表		第56条
第21号	土地調書一覧表		第61条
第22号	土地調書		第61条
	公図等転写連続図 参考図		第40条
	用地実測図原図 参考図		第59条
	用地平面図 参考図		第59条
	土地実地調査書		第61条
	地積測量図 記載例		第62条

第1号様式

平成 年 月 日

業務名	当初	自 平成 年 月 日
	履行期間	至 平成 年 月 日
業務場所	変更	自 平成 年 月 日
	履行期間	至 平成 年 月 日

発注者 殿

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

左記の業務について工程表を提出します。

当初（変更）業務工程表

工 種	月 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘 要
		1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	

- 注 1 様式は、履行期間の長短にかかわらず4月から翌年3月までの用紙を用いること。  
 2 工種は業務数量総括表の工種を記載する。（工種以外でも必要なものは記載する。）  
 3 変更工程表の場合は、変更前を上段に赤書き、変更後は下段に黒書きとすること。

第2-1号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

殿

発注者

印

監督職員選任通知書

下記のとおり監督職員を定めたので通知します。

記

業 務 名		
業 務 場 所		
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日間
契 約 金 額		
	監督職員職氏名	権限の内容
総括監督員		
監 督 員		

第2-2号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 殿

発注者

印

監督職員変更選任通知書

下記のとおり監督職員を定めたので通知します。

記

業 務 名		
業 務 場 所		
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日間
契 約 金 額		
	監督職員職氏名	権限の内容
総括監督員	.....	
監 督 員	.....	

注) 「監督職員職氏名」欄の上段は新任者，下段は前任者

第3号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

主任技術者選任（変更）通知書

下記のとおり主任技術者等を定めた（変更した）ので，経歴書を添えて通知します。

記

業 務 名		
業 務 場 所		
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日間
名 称	氏 名	(変更の理由)
主任技術者	.....	
担当技術者	.....	

注) 主任技術者等を変更する場合は，上段に新任者，下段に前任者を記入する。

(別紙)

## 主任技術者等経歴書

(フリガナ)

1 氏 名

2 生 年 月 日 生

3 最 終 学 歴  
年 月 日 卒業

4 取得資格 等  
年 月 日 取得  
交付番号 ( )

5 業 務 経 歴

(以下列記)

### 記載要領

- 1 各技術者ごとに別様とすること。
- 2 最終学歴は選考科目まで記載すること。
- 3 取得資格欄は、免許の名称、特級、種別、登録番号を記載すること。

第4-1号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

身分証明書交付願

平成 年 月 日請負契約を締結した\_\_\_\_\_測量作業実施のため、  
測量法第15条第3項の規定に基づく身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

記

氏名	生年月日	所属	測量士・補 登録番号	作業名称	作業期間	備考
	H . .	(株)		基準測量	H18. . ~H18. .	

- 備考 1 「所属」欄は、会社名及び所属部課名とする。  
2 「作業名称」欄は、用地測量、土地条件調査等の例により記載する。  
3 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。

第4-2号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

身分証明書返納届

測量法第15条第3項の規定に基づく身分証明書の交付を下記のとおり返納します。

記

身分証明書番号	氏名	備考

測量法施行規則 第 1 - 2 条

<表>

第 号	身 分 証 明 書			
請負者	住所 名称 役職及び氏名			
上記の者は、測量作業員であることを証する。				
有効期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
発行日		年	月	日
発行者	住所			
				印

<裏>

<p>1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。</p> <p>2 有効期限を経過したとき、又は測量等請負契約が解除されたとき等、不用になったときにはただちに返還すること。</p> <p>3 役職、氏名に変更があったとき、又は請負者の住所・名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けるものとする。</p> <p>4 本証は他人に貸与、又は譲渡してはならない。</p>
--

第5-1号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

物品等貸与申請書

\_\_\_\_\_ 測量作業に使用したいので、下記物品を貸与して下さるよう申請します。

記

品 名	数 量	内 容

貸与期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

上記の物品を受領しました。

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

- 注1 本書は2部作成し、うち1部を受領とする。  
2 原図又は空中写真フィルムを受領するときには、会社発行の身分証明書を提示すること

第5-2号様式

平成 年 月 日

受注者

商号又は名称  
代表者の氏名

殿

発注者

印

### 貸与物品引渡通知書

下記のとおり貸与物品を引き渡します。

記

業務名			契約年月日	平成 年 月 日
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

第5-3号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

### 貸与物品受領書

下記のとおり貸与物品を受領しました。

記

業務名				契約年月日	平成 年 月 日	
品 名	規 格	単 位	数 量			備 考
			今回まで	今 回	累 計	

第5-4号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

貸与物品返納書

下記のとおり貸与物品を受領しました。

記

業務名			契約年月日	平成 年 月 日
品 名	規 格	単位	数 量	備考

第6号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

業 務 着 手 届

下記のとおり業務に着手したので届けます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
着 手 年 月 日	平成 年 月 日

第7号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

障害物伐除報告書

平成 年 月 日契約の \_\_\_\_\_ 用地調査等のため、障害物を伐除したので、報告します。

立竹木調査表				調査年月日	平成 年 月 日			
図面番号	位置	調査者氏名		印				
年 度	工 事 名	路線名又は河川名						
立竹木所在地								
所有者	住 所							
	氏 名							
摘 要		※○○ ○○○ ⑩						
分 類	種 類	胸高直径 根周り 株周り	樹 齢	樹 高	枝 幅	本 数 株数又 は面積	移 植 又 は 伐 採	摘 要

- 備考 1 分類欄は、庭木用材木、炭林、竹、収穫樹等の分類を記載すること。  
 2 種類欄は、樹種を記載すること。  
 3 摘要欄には伐除承諾した所有者証明（氏名、押印）を記載すること。

第8号様式

指示，承諾，協議書

業務名：

番号・年月日	
(協議) 事項	
指示事項 承諾事項	
確認欄	平成 年 月 日 総括監督員 印 監督員 印 主任技術者 印

第9号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 殿

発注者

印

変更指示書（第 号）

下記事項について、別紙事項のとおり指示します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
契約変更別	当初契約	第 回変更	第 回変更
契約年月日			
履 行 期 間			
契 約 金 額			

別紙事項について、了解しました。

主任技術者氏名

印

(別紙)

## 指 示 内 訳

指示項目	変更区域	変更指示の内容	摘 要

第10-1号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

殿

発注者

印

### 業務中止通知書

業務の施行を下記のとおり一時中止するので通知します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
中 止 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (別途, 通知をする日まで) 日間
業 務 中 止 す る 部 分	
業 務 中 止 の 理 由	
摘 要	

第10-2号様式

平成 年 月 日

受注者

商号又は名称  
代表者の氏名

殿

発注者

印

### 業務中止解除通知書

平成 年 月 日付けで業務中止した下記の業務については業務中止を解除します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
中 止 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
解 除 年 月 日	平成 年 月 日
摘 要	

第 1 1 - 1 号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

契約工期延長願

下記業務について、履行期間の延長をしてください。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
延 長 履 行 期 間	日間 期間算定資料は別紙のとおり
履 行 期 間 延 長 を 必 要 と す る 理 由	

第 1 1 - 2 号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 殿

発注者

印

契約工期短縮協議書

下記のとおり業務の履行期間を短縮したいので協議します。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
変 更 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
短 縮 理 由	

第 1 2 - 1 号様式

第 号  
平成 年 月 日

受注者

商号又は名称  
代表者の氏名

殿

発注者

印

目的物の部分使用について

平成 年 月 日付貴殿と委託契約を締結し、現在作業中の目的物の一部を下記のとおり使用したいので同意して下さい。

なお、同意された場合は別添様式を参考に同意書を作成のうえ、速やかに提出して下さい。

記

- 1 業 務 名
- 2 業 務 場 所
- 3 工 期
- 4 部分使用の目的
- 5 部分使用の目的物
- 6 そ の 他

第 1 2 - 2 号様式

平成 年 月 日

発注者

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

目的物の部分使用については同意します。

記

- 1 業 務 名
- 2 業 務 場 所
- 3 工 期
- 4 部分使用の目的物
- 5 そ の 他

第13号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

業 務 完 了 届

下記のとおり業務を完了したので届けます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間
完 了 年 月 日	平成 年 月 日

第14-1号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

成果物引渡書

下記の成果物の引渡しを申し出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
完 了 検 査 年 月 日	平成 年 月 日

第14-2号様式

平成 年 月 日

発注者 殿

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

成果物の一部引渡書

下記の成果物の一部引渡しを申し出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
完 了 検 査 年 月 日	平成 年 月 日

第14-3号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名 殿

発注者

印

成果物引受書

下記の成果物の引渡しを受けました。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	
完 了 検 査 年 月 日	平成 年 月 日

第14-4号様式

平成 年 月 日

受注者  
商号又は名称  
代表者の氏名  
殿

発注者

印

成果物の一部引受書

下記の成果物の一部の引渡しを受けました。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 金 額 (出来高金額)	一金 円也 (一金 円也)
出 来 形 等 検 査 年 月 日	平成 年 月 日

(作業（調査）計画書作成例)

平成 年 月 日

殿

会社所在地

会社名

代表者

作業（調査）計画書の提出について

このことについて、次のとおり作業（調査）計画を立案しましたので、提出します。

- 1 業 務 名
- 2 主任技術者名
- 3 業 務 概 要      業務目的  
                         業務箇所  
                         業務内容  
                         工 期
- 4 契約年月日
- 5 実 施 方 針      (作業手順の記入)

6 作業編成

作業工程別	主任技術者 及び作業責任者	測量士登録番号 及び登録年月日	測量等 の経験	年齢	作業員数
(主任技術者)					
復元測量					
基準点設置					
補助基準点の 設置					
境界測量					
境界点間測量					
用地現況測量					
実測図作成					
地積測量図					

7 作業実施計画表

作業地区別 又は工程別	工 程										備 考
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
復元測量											
基準点設置											
補助基準点の 設置											
境界測量											
境界点間測量											
用地現況測量											
実測図作成											
地積測量図											

8 主要機器

作業工程別	名称及び機器番号	数量	最新検定日	備 考
復元測量				
基準点設置				
補助基準点の 設置				
境界測量				
境界点間測量				
用地現況測量				
実測図作成				
地積測量図				

- 9 作業の方法  
別紙計画図又はフローチャートによる。

10 作業員名簿

工 程	氏 名	年 齢	測 量 士 ( 補 ) 登 録 番 号

- 11 打合せ計画
- 12 成果品の内容及び部数
- 13 使用する主な図書及び基準
- 14 連絡体制（緊急時を含む）
- 15 そ の 他



## 土 地 調 査 表

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>不 動 産 登 記 簿</p> <p>表 題 部</p> <p>所 在 地</p> <p>地 番</p> <p>地 積</p> <p>所 有 者</p> <p>備考</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>権 利 部</p> <p>甲 乙 欄</p> <p>平 成 年 月 日</p> <p>受 付 第 号</p> <p>原因</p> <p>T</p> <p>S</p> <p>H</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>用 地</p> <p>符 号</p> <p>地 積</p> <p>符 号</p> <p>地 積</p> <p>地 目</p> <p>地 積</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>登記記録調査</p> <p>法人登記簿又は 商業登記簿調査</p> <p>戸籍簿等調査</p> <p>現 況 調 査</p> <p>課 税 評 価 額</p> <p>所有権以外の権利又は仮登記及び予告登記の調査</p> <p>設 定 年 月 日</p> <p>原因</p> <p>債権者 住所</p> <p>氏名</p> <p>抵当権 住所</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>整 理 番 号</p> <p>調 査 年 月 日</p> <p>H . .</p> <p>調 査 者</p> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>									
登記簿等 法人登記簿又は商業登記簿調査		その他土地等の評価に必要な資料の調査							



## 建物の登記記録調査表

調査年月日	平成 年 月 日	調査者		整理番号		
表題部（主たる建物の表示，付属建物の表示）						
所在				家屋番号		
種類		構造		床面積		
登記原因及びその日付						
所有者						
権利部甲区欄（所有権）						
登記 名 義 人	氏名，名称				共有持分	
	住所 所在地					
	氏名，名称				共有持分	
	住所 所在地					
権利部乙区欄（所有権以外の権利）						
登 記 名 義 人	氏名，名称					
	住所 所在地					
	権利の種類		順位 番号		権利の内容	
	権利の始期				存続期間	
	氏名，名称					
	住所 所在地					
	権利の種類		順位 番号		権利の内容	
	権利の始期				存続期間	
仮登記の内容						
備考						
※未登記の建物についても記載対象とし，備考欄に「未登記」と記載すること。						

権利者調査表（土地）

調査年月日	平成	年	月	日	調査者	整理番号
権利者が法人以外	登記名義人の氏名					生年月日 死亡年月日
	登記名義人の住所					
	相続関係					相続系統図
	相続人の氏名	生年月日・ 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所		
権利者が法人	法定代理人等	氏名				
		住所				
	財産管理人	氏名				
		住所				
権利者が法人	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法定代表者	氏名				
		住所				
破産管財人	氏名					
	住所					

権利者調査表（建物）

調査年月日	平成	年	月	日	調査者	整理番号
権利者が法人以外	登記名義人の氏名					生年月日 死亡年月日
	登記名義人の住所					
	相続関係					相続系統図
	相続人の氏名	生年月日・ 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所		
権利者が法人	法定代理人等	氏名				
		住所				
	財産管理人	氏名				
		住所				
権利者が法人	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法定代表者	氏名				
		住所				
破産管財人	氏名					
	住所					

## 立 会 証 明 書

土地の表示

上記の土地を調査・測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会し、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

申 請 人 住 所  
(土地所有者)

氏 名

印

嘱 託 者

印

### 記

隣接地番	住 所	氏 名	電話番号	資 格	立会年月日	物 証	押 印

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、調査・測量したものであることを証明します。

平成 年 月 日

住所（事務所）

調査・測量者

実印

（土地家屋調査士）

（職印）

- 注1 管理人，代理人が立ち会った場合は，その者の住所・氏名・電話番号を併記して押印する。  
 2 この立会証明書と筆界を明らかにした図面を合綴した場合は，立会人に契印を求めるものとする。  
 3 調査・測量者の印鑑証明書を添付する（官公署職員は除く。）。ただし，調査・測量者が土地家屋調査士の場合は，職印をもって実印に代える。

様式第17号（付表）

土地境界立会確認書（立会写真）

土地の表示	
隣接地番	
<p>写真貼付</p> <p>※ 撮影年月日：平成 年 月 日</p>	
<p>写真貼付</p> <p>※ 撮影年月日：平成 年 月 日</p>	
<p>写真貼付</p> <p>※ 撮影年月日：平成 年 月 日</p>	

様式第18号

## 基準点の記

路線番号	点番号	標識の種類	所在地			
			X座標		Y座標	
見 取 り 図	平面図			基準点		
地上 写真  (近景)	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 20px;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">写真貼付</p> </div>					
※撮影年月日：平成 年 月 日						
地上 写真  (遠景)	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 20px;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">写真貼付</p> </div>					
※撮影年月日：平成 年 月 日						

様式第19号

## 引 照 点 点 の 記

路線番号	点番号	標識の種類	所在地			
			X座標		Y座標	
見 取 り 図	平 面 図		引 照 点		杭 種	
地 上 写 真  (近景)	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 20px;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">写 真 貼 付</p> </div>					
※撮影年月日：平成 年 月 日						
地 上 写 真  (遠景)	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 20px;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">写 真 貼 付</p> </div>					
※撮影年月日：平成 年 月 日						



様式第21号

## 土地調書一覧表

所在：

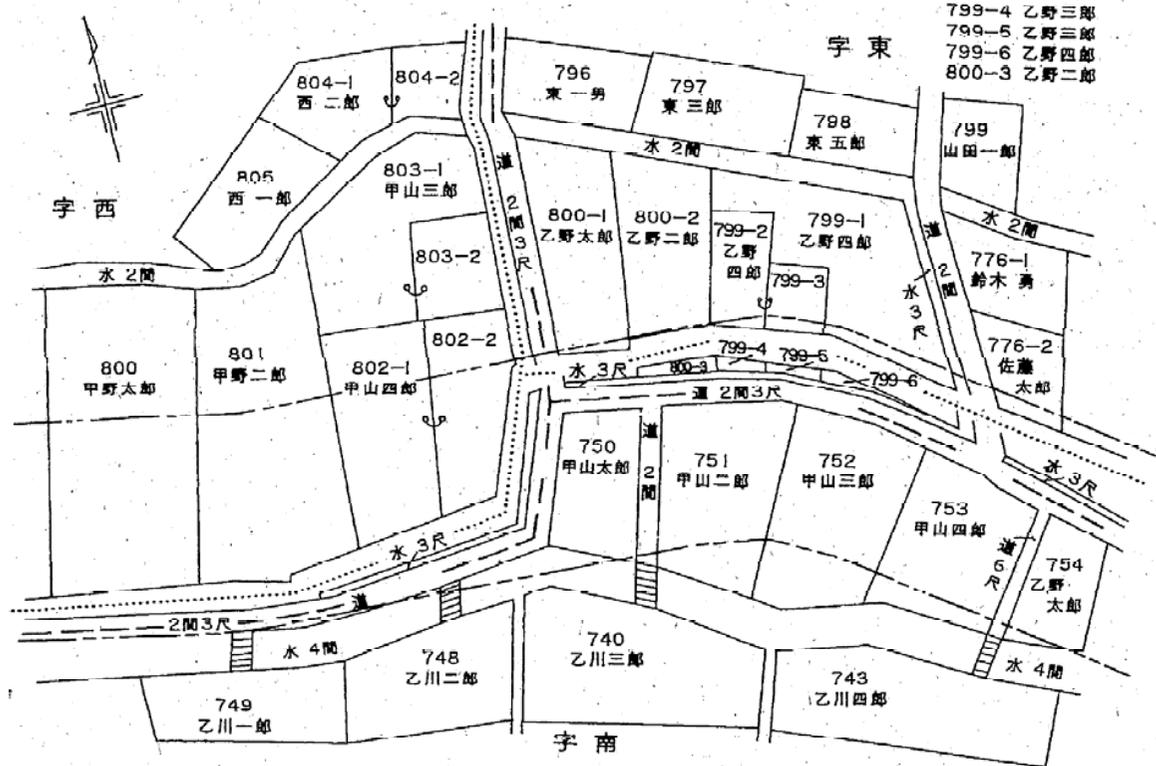
図面対象番号	字	地番	地目		登記簿地積	残地面積	買収面積	買収単価	買収金額	現所有者		(登記簿)所有者		権利関係の有無	備考
			登記簿	現況						住所	氏名	住所	氏名		



●公図等転写連続図

公図等転写連続図 縮尺 $\frac{1}{600}$

〇〇町大字河北



..... : 公図等の図業界  
 U : 同一所有者

----- : 用地取得等の予定線

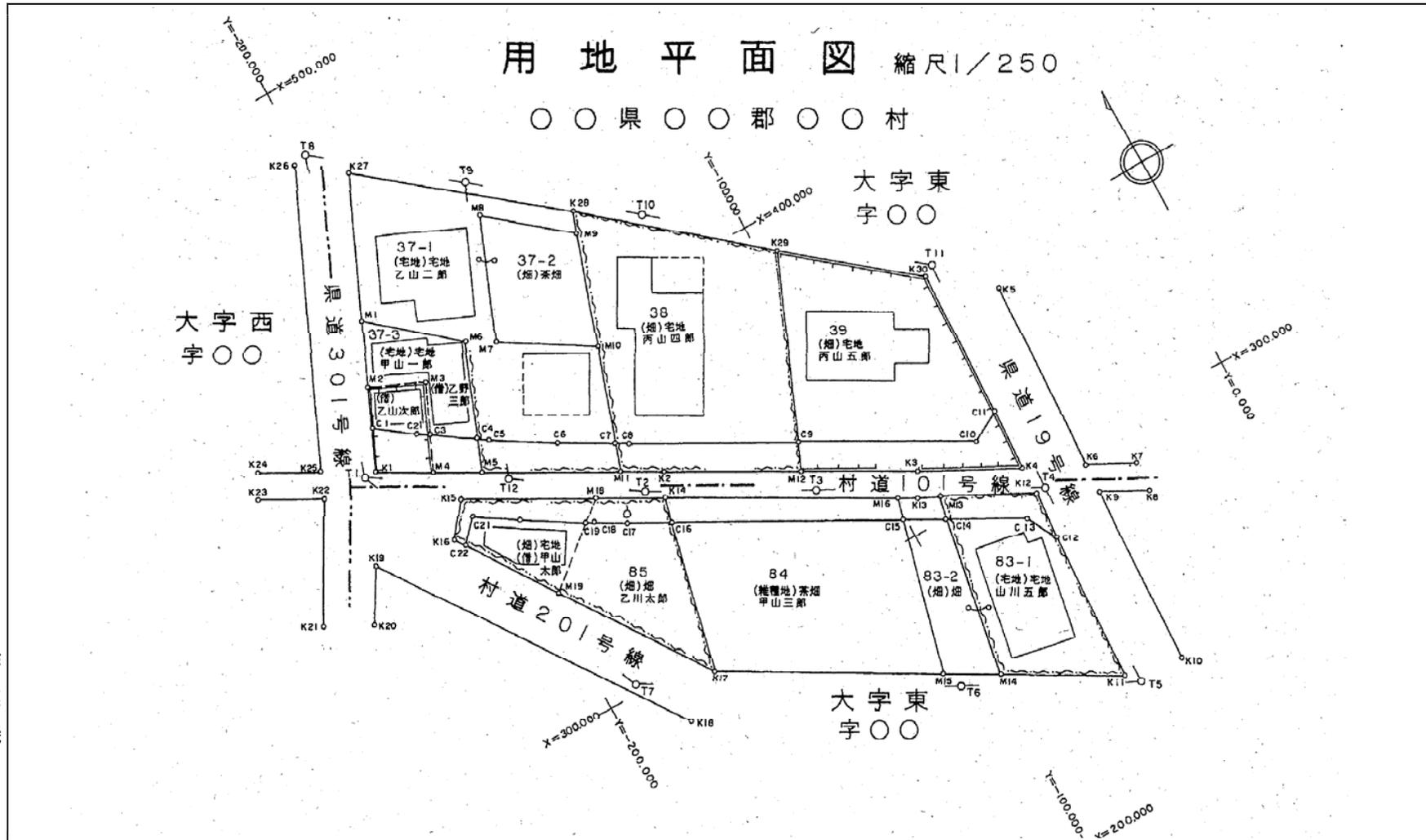
注. 管轄登記所名、転写年月日、転写者氏名を記載する。



●用地平面図

平成  
年  
月  
測量

従作  
事業者機  
名関名



計  
画  
機  
関  
名

土地

土地実地調査書

平成 年 月 日作成

以下のとおり調査測量し、記載内容は事実と相違ない。

官公署長

電子署名又は職印

(担当者の職氏名)

電話番号

I 基礎情報 (登記記録又は 嘱託情報)	01	登記(業務)の目的	<input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 訂正					
	02	嘱託対象土地	所在					
			登記記録、嘱託情報の別	<input type="checkbox"/> 登記記録 嘱託情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 嘱託情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 嘱託情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 嘱託情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 嘱託情報
			不動産番号					
			地番					
			地目					
	03	利害関係人	地積 m <sup>2</sup>					
			特記事項					
			権利の種類別					
			住所、所在地					
04	隣接関係等	氏名、名称						
		備考						
		地番						
		住所、所在地						
		氏名、名称						
		その他						
特記事項								
II 資料に関する調査又は 確認	05	登記所備付資料	資料の名称	<input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 地図に準ずる図面 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 基準点成果 <input type="checkbox"/> その他				
			備考					
	06	登記所以外の資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容、活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日	
	07	所有に係る資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容、活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日	
08	官公署の許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容、活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日		
特記事項								

Ⅲ 対象土地の特定に関する現地調査	嘱託地地番							
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査	周辺地域の状況 <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 村落 農耕地 <input type="checkbox"/> 山林原野	確認年月日	平成	年	月	日
		原因及び日付の調査	<input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 申請人 <input type="checkbox"/> 立会人 ) の説明 <input type="checkbox"/> 官公署の証明 <input type="checkbox"/> その他 ( ) により 年 月 日 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 錯誤 <input type="checkbox"/> その他 ( ) と認定					
	11	所有権調査 (所有権証明情報との対査等)	<input type="checkbox"/> 07章 所有に係る資料 <input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> その他 ( ) により					
			申請人の証言と登記記録が一致	確認年月日	平成	年	月	日
	12	合筆の特記事項		確認年月日	平成	年	月	日
	13	分筆の特記事項		確認年月日	平成	年	月	日
	隣接地地番							
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査						
	11	所有権調査						
		申請地から見て東西南北側	側	側	側	側	側	側
特記事項								
Ⅳ 対象土地に関する筆界の確認	14	登記所備付地図の種類	縮尺 <input type="checkbox"/> 1/250 <input type="checkbox"/> 1/500 <input type="checkbox"/> 1/600 <input type="checkbox"/> 1/1000 <input type="checkbox"/> 1/1200 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 縮尺なし					
			作成事業 <input type="checkbox"/> 法14条1項 <input type="checkbox"/> 国土調査 <input type="checkbox"/> 区画整理 <input type="checkbox"/> 土地改良 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法14条4項 <input type="checkbox"/> マイラー化 <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/>					
			精度区分 <input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3 <input type="checkbox"/> 精度区分なし					
			現地との整合性 <input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 概ね一致 <input type="checkbox"/> 不一致 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
			特記事項	確認年月日	平成	年	月	日
報告事項								

嘱託地・隣接地の別及び地番	15	16		
	既提出の地積測量図との関係	境界標の状況	立会の態様	筆界確認の方法
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地 地番 年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 作成年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	立会者 同住所	
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格 本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 嘱託地 <input type="checkbox"/> 隣接地 地番 年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 作成年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	立会者 同住所	
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格 本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 嘱託地 <input type="checkbox"/> 隣接地 地番 年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 作成年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	立会者 同住所	
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格 本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 嘱託地 <input type="checkbox"/> 隣接地 地番 年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 作成年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	立会者 同住所	
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格 本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 嘱託地 <input type="checkbox"/> 隣接地 地番 年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 作成年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	立会者 同住所	
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格 本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 嘱託地 <input type="checkbox"/> 隣接地 地番 年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 作成年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	立会者 同住所	
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格 本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日
報告事項				

IV 対象土地に関する筆界の確認

V 地積の測量方法に関する情報	17	基本三角 等・恒久的 地物(登記 基準点・参 照点等)か らの測量	符号及び名称、既知点・新点の別、標識、恒久的地物の種類、データ種別、座標系、変換方法、使用機器、観測の方法、精度管理、測量年月日等			
	18	画地調整	種類、条件、計算資料等			
	筆界点測量	細部測量	筆界点名又は符号、既設・新設の別、使用機器、測量者、観測の方法、測量年月日等			
	19	求積方法	地番			
			計算方法			
		登記記録との差				
		特記事項				
20	誤差の 許容限度	地域区分	<input type="checkbox"/> 市街地(甲2まで) <input type="checkbox"/> 村落地・農耕地(乙1まで) <input type="checkbox"/> 山林・原野(乙3まで)			
		精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3			
		判断の概要	地積更正の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	地図訂正の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無    その他
		特記事項				
報告事項						
総合報告						

画像情報.

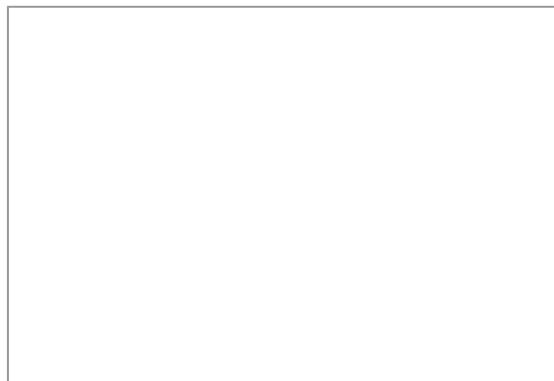


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影作成 平成 年 月 日

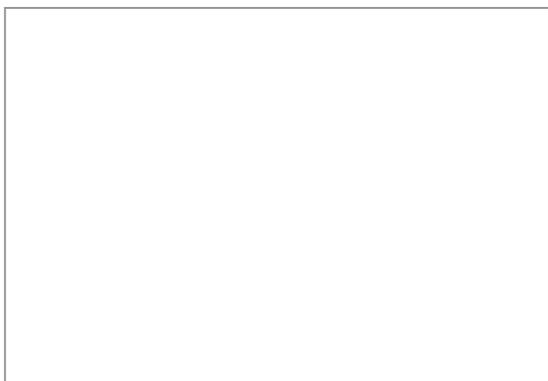


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影作成 平成 年 月 日

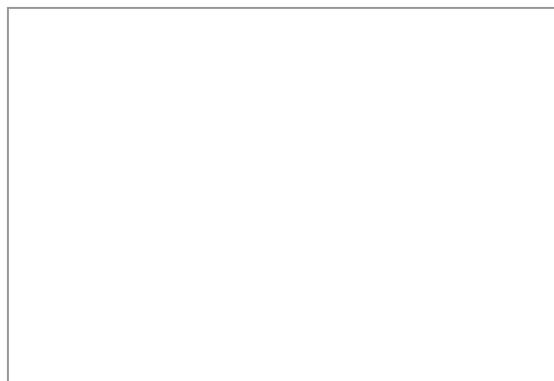


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影作成 平成 年 月 日

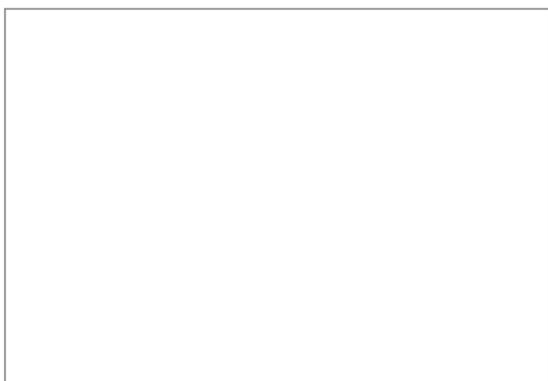


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影作成 平成 年 月 日

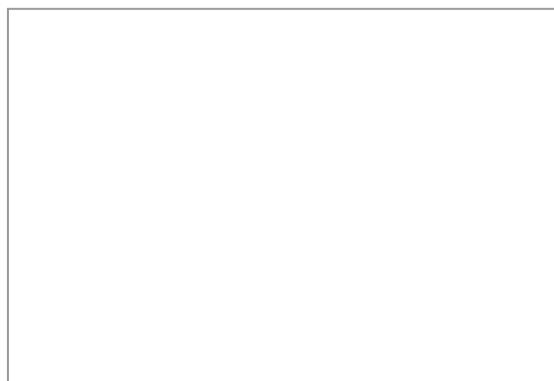


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影作成 平成 年 月 日



画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影作成 平成 年 月 日

調査素図

記載例 1 全地測量を行った場合  
(永続性のある境界標がある場合)

測地成果2000  
による座標値

地番	1-1				
測点	標識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
20	既設 コンクリート杭	30070.586	-68233.674	42.368	1274030.587648
21	既設	30040.188	-68219.281	10.055	302059.766690
25	既設 コンクリート杭	30028.379	-68223.619	-19.632	-589517.136528
13	新設 金属標	30027.941	-68238.913	-18.546	-556898.193786
14	新設 金属標	30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
15	新設 コンクリート杭	30051.053	-68257.849	-19.484	-585514.716652
22		30060.949	-68261.649	24.175	726723.442075
			併面積		-2015.676775
			面積		1007.838375
			地積		1007.83m <sup>2</sup>

地番	1-2				
測点	標識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
15	新設 コンクリート杭	30051.053	-68257.849	-14.954	-449383.446562
16		30045.281	-68257.119	0.741	22203.200221
17		30038.039	-68257.108	-0.734	-22046.452826
11		30028.310	-68257.853	8.649	259714.853190
12		30027.668	-68248.459	18.240	568724.021920
13	新設 金属標	30027.941	-68238.913	6.294	188995.880654
14	新設 金属標	30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
			併面積		593.694875
			面積		296.8474375
			地積		296.84 m <sup>2</sup>

引照点の記載は永続性のある境界標を2点以上設置した場合は記載の必要がない。

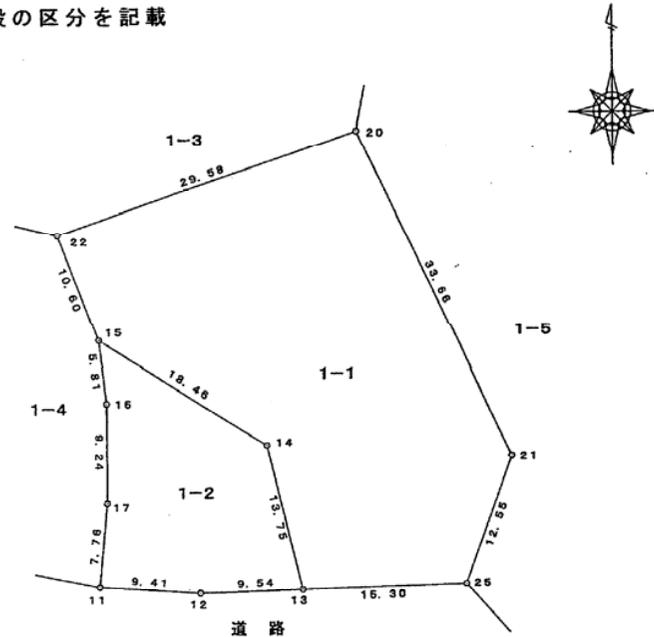
14 実地図地区、国土調査区域では、復元測量に使用した基準点を記載する  
この基準点は永続性のある基準点とは限らない。

本測量に使用した基準点一覧

測点	X	Y	標識
QQ13-4	29929.981	-68270.165	金属標
QQ13-5	30080.492	-68275.061	金属標
QQ13-6	30103.116	-68216.849	金属標
QQ13-7	30007.350	-68241.064	金属標

地番	
土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇

境界標の表示はマーク・略記・凡例等適宜の方法でよい  
境界標識は永続性のある標識のみを記載する  
既設・新設の区分を記載



作成者

(平成 年 月 日作成)

会社名 〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇〇 測量士〇〇〇〇〇 印

申請人

縮尺

1/〇〇〇

※注) 縮尺250分の1が適当でない場合の縮尺については、国際的なメートル法の系列による縮尺  
(1, 2.5, 5方式)を採用すること。(1/500, 1/1000, 1/2500, 1/5000等)

記載例 2 全地測量を行った場合  
(永続性のある境界標がない場合)

測地成果2000 による座標値					
地番	1-1				
測点	標識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
20		30070.586	-68233.674	42.368	1274030.587648
21		30040.158	-68219.281	10.055	302053.788690
25		30028.379	-68223.619	-19.632	-589517.136528
13		30027.041	-68238.913	-18.540	-550898.193786
14		30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
15		30051.053	-68257.849	-19.484	-585514.716652
22		30060.949	-68261.649	24.179	726723.442075
				倍面積	-2015.676775
				面積	1007.838375
				地積	1007.83m <sup>2</sup>

地番	1-2				
測点	標識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
15		30051.053	-68257.849	-14.954	-449383.446562
16		30045.281	-68257.119	0.741	22263.563221
17		30036.039	-68257.108	-0.734	-22046.452626
11		30028.310	-68257.853	8.649	259714.853190
12		30027.668	-68248.459	18.940	568724.031920
13		30027.941	-68238.913	6.294	188995.860654
14		30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
				倍面積	593.694975
				面積	296.8474375
				地積	296.84 m <sup>2</sup>

引照点	境界点	方向角	夾角	距離
T. 1	T. 2	345-32-27	0-00-00	35.100
	13	62-02-05	66-29-38	23.960
	15	359-55-49	14-23-22	37.852
T. 2	T. 1	165-32-27	0-00-00	35.100
	13	124-50-21	319-17-54	33.693
	15	66-05-46	260-33-19	9.536

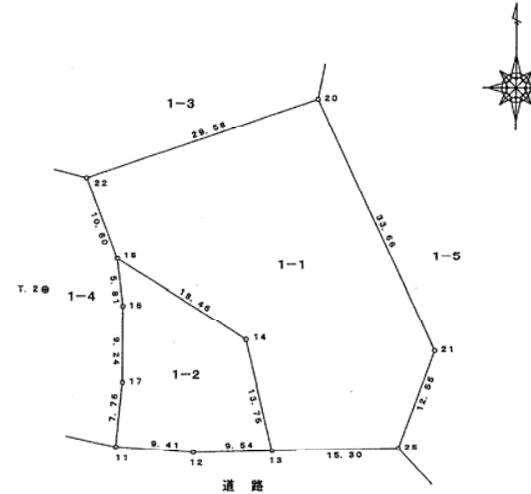
測点	X	Y	標識
T. 1	30013.201	-68257.803	新設金真標
T. 2	30047.189	-68266.567	新設金真標

14 条地図地区、国土調査区域では、復元測量に使用した基準点を記載する  
この基準点は永続性のある基準点とは限らない。

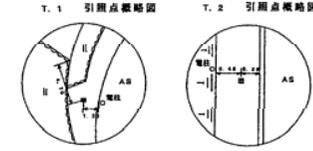
本測量に使用した基準点一覧

測点	X	Y	標識
QQ13-4	29929.981	-68270.165	金真新
QQ13-5	30080.492	-68275.061	金真新
QQ13-6	30103.116	-68216.849	金真新
QQ13-7	30007.350	-68241.064	金真新

地番	
土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇



T. 1、T. 2の引照点には概略図または場所の略記が必要  
引照点から境界点への距離・角度は、表形式・測量図への図示  
する方法等適宜の方法でよい



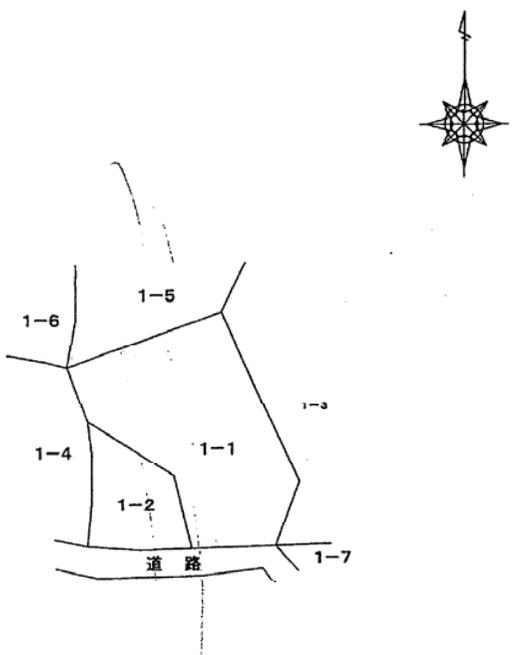
作成者	
	(平成 年 月 日作成)

申請人	
縮尺	1/〇〇〇

会社名 〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 測量士〇〇〇〇〇 印

※注) 縮尺250分の1が適当でない場合の縮尺については、国際的なメートル法の系列による縮尺  
(1, 2.5, 5方式)を採用すること。(1/500, 1/1000, 1/2500, 1/5000等)

記載例 3-1 広大な土地の場合

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">                 測地成果2000                  による座標値             </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">地番</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地の所在</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	地番		土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇
地番					
土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">作成者</td> <td style="width: 85%; padding: 2px;">(平成 年 月 日作成)</td> </tr> </table>	作成者	(平成 年 月 日作成)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">申請人</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">縮尺 1/〇〇〇</td> </tr> </table>	申請人	縮尺 1/〇〇〇
作成者	(平成 年 月 日作成)				
申請人	縮尺 1/〇〇〇				

会社名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 測量士〇〇〇〇〇 印

※注) 縮尺250分の1が適当でない場合の縮尺については、国際的なメートル法の系列による縮尺(1, 2, 5, 5方式)を採用すること。(1/500, 1/1000, 1/2500, 1/5000等)

記載例 3-2 広大な土地の場合

測地成果2000 による座標値							
地番	1-2	測点	標識	X	Y	Yn+1-Yn-1	Xn (Yn+1-Yn-1)
15	既設	コンクリート杭		30051.053	-68257.849	-14.954	-449383.446562
16	既設			30045.291	-68257.119	0.741	22263.553221
17	既設			30036.039	-68257.108	-0.734	-22046.452626
11	新設			30028.310	-68257.853	8.649	259714.853190
12	新設			30027.668	-68248.459	18.940	568724.031920
13	新設	金属標		30027.941	-68238.913	6.294	188995.860654
14				30041.302	-68242.165	-18.936	-568862.094672
					倍面積	593.694875	
					面積	296.8474375	
					地積	296.84 m <sup>2</sup>	

残地番	1-1
公簿面積	1303
総計	296.8474375
残地	1006.1525625
地積	1006.15 m <sup>2</sup>

参照点	境界点	方向角	夾角	距離
T. 1	T. 2	345-32-27	0-00-00	35.100
	13	52-02-05	66-29-38	23.960
	15	359-55-49	14-23-22	37.852
T. 2	T. 1	165-32-27	0-00-00	35.100
	13	124-50-21	319-17-54	33.693
	15	66-05-46	260-33-19	9.536

測点	X	Y	標識
T. 1	30013.201	-68257.803	新設金属標
T. 2	30047.189	-68266.567	新設金属標

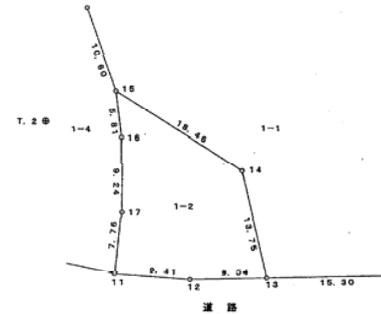
14 桑地園地区、国土調査区域では、復元測量に使用した基準点を記載する  
この基準点は永続性のある基準点とは限らない。

本測量に使用した基準点一覧

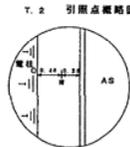
測点	X	Y	標識
QQ13-4	29929.981	-68270.165	金属標
QQ13-5	30080.492	-68275.061	金属標
QQ13-6	30103.116	-68216.849	金属標
QQ13-7	30007.350	-68241.064	金属標

地番	
土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇

境界線の表示はマーク・略記・凡例等適宜の方法でよい  
境界標識は永続性のある標識のみを記載する  
既設・新設の区分を記載



T. 1



単位:m

作成者

(平成 年 月 日作成)

申請人

縮尺

1/〇〇〇

会社名 〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 測量士 〇〇〇〇〇〇 印

※注) 縮尺250分の1が適当でない場合の縮尺については、国際的なメートル法の系列による縮尺(1, 2.5, 5方式)を採用すること。(1/500, 1/1000, 1/2500, 1/5000等)

		地番	
		土地の所在	〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇
作成者	(平成 年 月 日作成)	申請人	縮尺 1/〇〇〇
会社名 〇〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇〇〇〇〇	測量士 〇〇〇〇〇	印

## 成果品一覽表

## 成果品一覧表

業務区分	成果品の名称	備 考
公図等転写	公図等転写図	不動産登記法14条地図 法務局備え付け地図
公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合させた連続地図 参考図
土地登記記録の調査	土地の登記記録調査表（一覧） 土地調査表	様式第15-1号 様式第15-2号
地積測量図転写	地積測量図（案）	法務局備え付け地積測量図
建物登記記録の調査	建物調査表（一覧） 建物登記記録調査	様式第16-1号 様式第16-2号
権利者確認調査	権利者調査表（土地） 相関図作成 権利者調査表（建物） 相関図作成	様式第16-3号 様式第16-4号
境界確認	立会人名簿 立会依頼通知書	
土地境界立会確認書作成	土地境界立会確認書（立会証明書）	様式第17号
補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 基準点点の記 引照点点の記	様式第18号 様式第19号
境界測量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿 境界測量計算書	
境界点間測量	境界測量精度管理表	様式第20号
用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図 座標計算書	
用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	参考図 鹿児島県公共測量作業規程 参考図 鹿児島県公共測量作業規程
面積計算	面積計算書	
土地調書作成	土地調書一覧表 土地調書	様式第21号 様式第22号
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	
地積測量図等作成	地積測量図 土地地形図または土地所在図 土地実地調査書	参考図 参考調書
用地丈量データ作成	用地丈量データ（電子データ）	

（注）上表は、標準的な成果品一覧であるので、業務内容に応じて適宜加除修正すること。

### 成果品一覧表（再測量及び境界杭設置）

業務区分	成果品の名称	備 考
境界確認	立会人名簿 立会依頼通知書	
土地境界立会確認書作成	土地境界立会確認書（立会証明書）	様式第17号
補助基準点の設置 <u>（必要に応じて）</u>	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 基準点点の記 引照点点の記	様式第18号 様式第19号
境界測量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿 境界測量計算書	
境界点間測量	境界測量精度管理表	様式第20号
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標 現場写真	発注者の指示による

（注）上表は、標準的な成果品一覧であるので、業務内容に応じて適宜加除修正すること。

### 成果品一覧表（公共用地境界確定協議）

業務区分	成果品の名称	備 考
用地実測平面図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表	参考図 鹿児島県公共測量作業規程
横断図作成	横断図	
依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 公図等転写図 公図等転写連続図 土地の登記記録調査表（一覧） 土地調査表 位置図	不動産登記法 14条地図 位置関係を整合させた連続地図 様式第15-1号 様式第15-2号
協議書作成	公共用地境界確定書	
その他	土地境界確認説明記録簿	

（注）上表は、標準的な成果品一覧であるので、業務内容に応じて適宜加除修正すること。

## 図面作成要領

## 図面作成要領

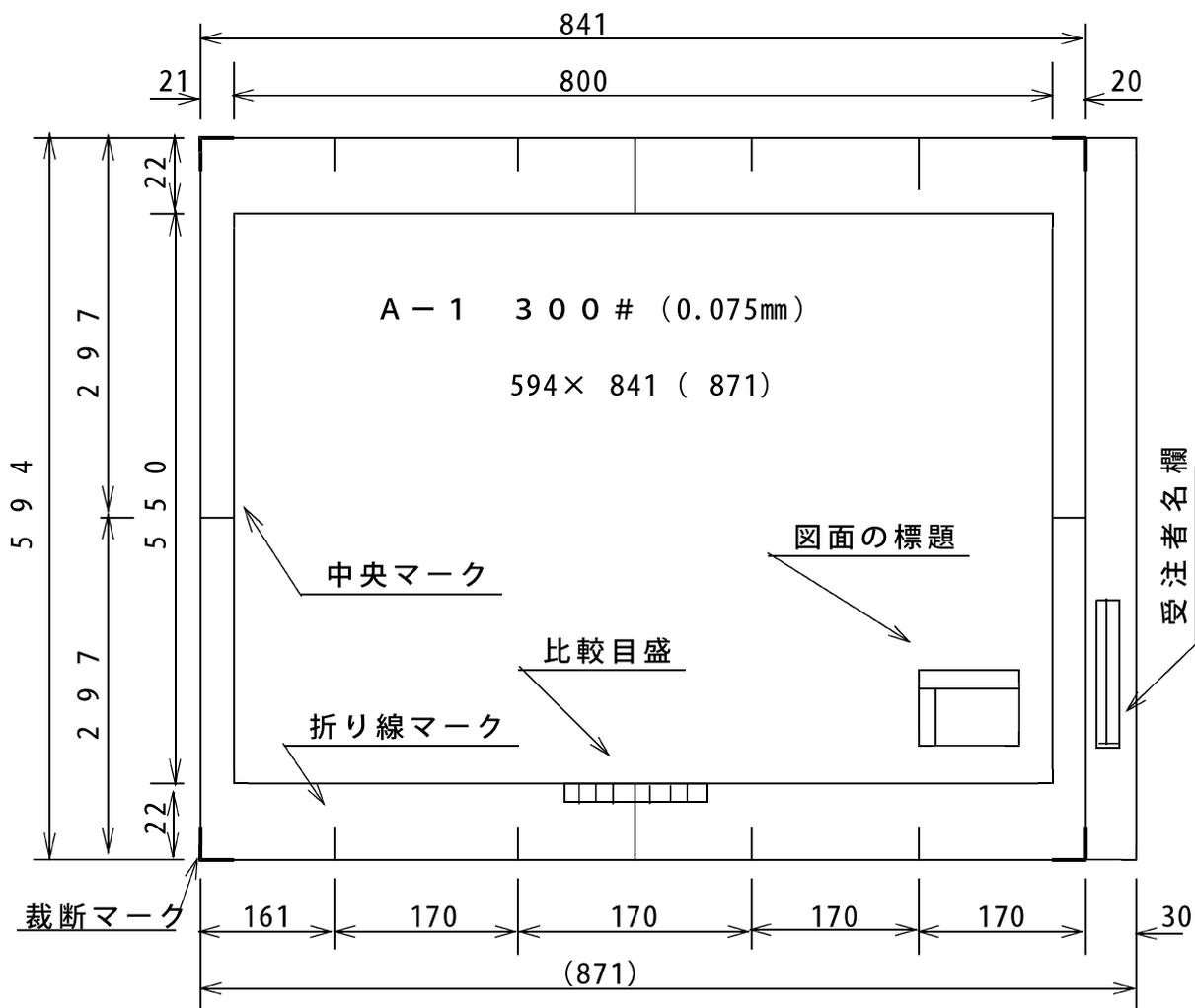
- 1 土木事業に係る測量図面の作成，取扱いについては本要領によるほか，鹿児島県制定「公共測量作業規程」，JIS A 0101「土木製図通則」，土木学会制定「土木製図基準」及び土木学会制定「土木CAD製図基準（案）」によるものとする。
- 2 測量図面には，原則としてポリエステルフィルムを使用する。
- 3 図面の種類は用地実測平面図とする。
- 4 図面の大きさ  
図面の仕上がり寸法は原則として下表に示すものとし，A-1を標準とする。  
また，必要に応じ，長手方向に延長することができる。

番号	寸法 mm	番号	寸法 mm
A-0	841×1189		
A-1	594×841		
A-2	420×594	B-2	515×728

- 5 原図の紙質
  - (1) ポリエステルフィルムの紙質は，別に定めのある場合を除き，原則として300#(0.075mm)とする。
  - (2) 原図を巻いて保管する場合，その内径は原則として40mm以上とする。
- 6 図面の標題，受託者名欄
  - (1) 標題の寸法及び様式は，別図（表-1 図面の標題）を標準とし，図面の右下隅に記載するのを原則とするが，右下隅の記載が不可能な場合は右上隅とする。
  - (2) 縮尺が図面内に種々ある場合は，それぞれの図ごとに縮尺を記入する。
  - (3) 受注者において標題欄に記入するのは，図面種類，縮尺及び監督職員の指示した欄のみとする。
  - (4) 受注者名欄は別図（表-2 受注者名欄）を標準とし，輪郭外の右側余白に記載するのを原則とする。



表 - 3 A - 1 様式例



## 7 輪郭と余白

- (1) 図面には輪郭を付け、輪郭外の余白は10mm以上（A-0, A-1では20mm程度を標準, A-2, B-2では15mm程度を標準）とする。さらに、受託者名欄として、30mmの余白を右側にとり、細線で区分する。
- (2) 輪郭外余白には、原則として中心マーク、比較目盛り、裁断マーク、折り線マークを設けるものとする。
- (3) 輪郭は1本の太い実線とし、線の太さは0.5mm以上（1.0mmを標準）とする。
- (4) A-1の様式例は、別図（表-3 A-1様式例）の通りとする。

## 8 図面の正位

図面の正位は、その長手方向においた位置を正位とする。

## 9 図面の折りたたみ

図面の折りたたみの大きさは、幅 170mm, 長さ 297mmを標準とする。



## 10 縮尺

縮尺は、特別な場合を除き次の縮尺から選ぶものとする。

1/1, 1/2, 1/5, 1/10, 1/15, 1/20, 1/25, 1/30, 1/40, 1/50,  
1/100, 1/200, 1/250, 1/300, 1/500, 1/600, 1/5, 1/1,000, 1/2,500,  
1/3000, 1/5,000

## 11 文字及び数字

- (1) 文字の大きさは、原則として、高さ16, 10, 8, 5, 4及び3.2mmの6種類とするが、構造物の図面では、4mmを標準とする。
- (2) 漢字は楷書、外来語はカタカナを標準とする。
- (3) 記号及び略字については、鹿児島県公共測量作業規程（（財）鹿児島県建設技術センター発行）による。

## 成果報告書要領

### 1 成果報告書

- (1) 成果報告書の製本は別図を標準とし表紙には業務等の標題を金文字で印刷するものとする。
- (2) 測量計算書，測量野帳，図面等は必要に応じて箱詰めとし，前項同様金文字にて印刷するものとする。
- (3) 成果報告書の大きさはA-4版を標準とする。
- (4) 図面袋又は箱の表面には，図面の内容を記入又は添付する。

工 事 名		
図 面 名	図 面 番 号	葉 数
位 置 図	1	1
平 面 図	2	1
○ ○ 図	3 ~ 5	3
○ ○ 図	6 ~ 8	3
○ ○ 図	9	1
○ ○ 図	10	1
○ ○ 図	13 ~ 14	2

(別図)

# 成果報告書

(背)	字の大きさ↓	(表)
国平 道成 ○○ ○○ ○年 号度	(小) →	平成○○年度 国道○○○号
○ ○ ○ ○	(大) →	○○○○実施測量業務 (契約名称とする)
実 施 測 量 業 務	(大) →	報 告 書
報 告 書	← (小)	
○○ ○ ○○ コ ン○ サ	(中) →	平成 年 月
ル土 タ木 ン事 ト務 (株)所		○ ○ ○ 土木事務所 ○○○コンサルタント(株)

### 3 受託者の業務担当者の明記

報告書の表紙の次のページに、主任技術者及び担当者の一覧表（表-4）を記載するものとする。

(表-4)

担 当 者 一 覧			
会 社 名			
住 所			
T E L	— —	F A X	— —
担 当 者	所 属 部 課 名	氏 名	
主任技術者名		印	
担当技術者名		印	
担当技術者名		印	

担当技術者については，複数可。